

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



水道の基本料金を 2カ月分減額します

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている住民生活や事業活動の支援と住民の方の積極的な手洗いの実施による感染予防を目的として、全ての水道利用者を対象に水道の基本料金の減額を行います。

減額内容 水道の基本料金を用途および種別、給水管の口径に応じ、2カ月分免除します。

減額対象となる月

- ・ 偶数月検針 8月検針分（7月8月分）
- ・ 奇数月検針 9月検針分（8月9月分）

申請方法 申込手続きは不要です。水道料金の請求から基本料金の額を差し引く方法で実施します。

※水道の従量料金、下水道使用料は対象外です。

※免除手続きについて、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることはありません。振り込め詐欺にご注意ください。

用途および種別	給水管の口径	基本水量	水道基本料金 (2カ月分・税込)
一般用 専用	13ミリ	12m ³	1,375円
	20ミリ	12m ³	2,354円
	25ミリ	12m ³	3,432円
	40ミリ	—	7,920円
	50ミリ	—	16,280円
	75ミリ	—	39,160円
	100ミリ～	—	81,620円
共用		12m ³	836円
公衆浴場用		12m ³	1,463円
業務用	40ミリ	—	9,680円
	50ミリ	—	19,140円
	75ミリ	—	47,520円
	100ミリ～	—	99,440円

※新型コロナウイルス感染症の影響により上下水道料金のお支払いが困難な方には、支払猶予制度がございます。詳しくは、名古屋市上下水道局ホームページをご覧ください。

問合せ先 名古屋市上下水道局
中村営業所
☎(483)1411

マイナンバーカード 休日交付窓口の開設日の 変更について

7月25日(土)午前9時～正午に予定していましたがマイナンバーカード休日交付窓口は、個人番号カード管理システム等が休止するため、7月18日(土)午前9時～正午に変更となりました。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

問合せ先 役場 住民課
内線121・174

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の減免について

事業の休廃止、失業等の理由などで著しく収入が減少し、生活が困難になり、保険税（保険料）を納めることができなくなった場合など一定の要件に該当する場合は、申請により保険税（保険料）を減免できる場合がありますので、保険医療課へご相談ください。

要件

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方（世帯）
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の①から③までの全てに該当する方（世帯）
- ③ 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が前年中の事業収入等の額の10分の3以上である

こと

- ② 前年中の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額ならびに国民健康保険法施行令第27条の2第1項（高齢者の医療の確保に関する法律施行令第7条第1項）に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（同法第314条の2第1項各号および第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額）の合計額（以下「合計所得金額」という。）が1000万円以下であること
- ③ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年中の所得の合計額が400万円以下であること

減免期間 2月1日から令和3年3月31日までの間で該当する期間

減免額の割合 全額免除から2割減額まで

※社会情勢の変化により内容が変更される場合があります。

問合せ先 役場 保険医療課

内線170

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者で新型コロナウイルスに感染もしくは疑いのある方に傷病手当金を支給します

対象 国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入している給与の支払いを受けている方のうち、新型コロナウイルスに感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することができない方

支給対象となる日

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができなくなった期間（最長1年6カ月）のうち、労務に就くことを予定していた日

支給額（直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数）×3分の2×日数（支給対象となる日数）

適用期間 1月1日から9月30日まで

※変更の場合があります。

問合せ先 役場 保険医療課

内線170

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について

事業の休廃止、失業等の理由などで著しく収入が減少し、生活が困難になり、介護保険料を納めることができなくなった場合など一定の要件に該当する場合は、申請により介護保険料を減免できる場合がありますので、民生課へご相談ください。

要件

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次の①および②に該当する方
- ③ 事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が前年の事業収入等の額の10分の3以上であること
- ④ 減少することが見込まれる事

業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

減免期間 2月1日から令和3年3月31日までの間で該当する期間

減免額の割合 全額免除もしくは8割減額

※社会情勢の変化により内容が変更される場合があります。

問合せ先 役場 民生課

内線 115・158

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金

住宅用地球温暖化対策設備を設置される方に対し、費用の一部を補助します。

補助対象者

次のいずれかに該当する方で、申請年度内に設備の運用を開始できる(要綱に定める期限までに実績報告書を提出できること)方

① 自ら居住し、または居住を予定する町内の住宅に新たに補助対象設備を設置する方(既に設置されている方、設置工事

を開始している方は対象外)
② 町内において自ら居住するために補助対象設備付き新築住宅を購入する方

※各補助対象設備に対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとします。

その他 申請書様式は産業環境課窓口で配布、または町ホームページからダウンロードできます。

申込・問合せ先 役場 産業環境課 内線 124

補助対象設備および補助金額

	補助対象設備	補助金額
組合せによる補助	・住宅用太陽光発電施設 ・家庭用エネルギー管理システム(HEMS) ・定置用リチウムイオン蓄電システム	60,000円(定額)
単独補助	・家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム	30,000円(定額)
	・定置用リチウムイオン蓄電システム	30,000円(定額) ただし、他補助対象設備と同時に申請する場合は、組合せによる補助を優先します。

かかった医療費に関心を

家計に気を配っている方でも、盲点となるのが医療費の支出。やむを得ない支出と思われがちな医療費ですが、チェックしてみると、意外と無駄が多いことに気が付くものです。

賢く、無駄なく、医療サービスを受けるには、これまで以上に皆さん一人一人が医療に関心をもち、積極的な生活改善で健康を維持し、医療費の増加に歯止めをかけましょう。

問合せ先 役場 保険医療課

内線 170



取り付け前にご相談ください！ 防犯対策防犯カメラ等補助金

犯罪抑止に有効な防犯カメラの設置促進を図るため、積極的にご活用ください。

対象 県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」のほか町が要綱に定める条件、遵守事項等を遵守できる

① ②の方
① 総代および地区総代の方
当該自治組織の承認を受けて、管轄する公共的な施設に設置する場合

② 町内に所在する物件のうち、次の項目に該当する方

- ・戸数4戸以上の分譲マンションの管理組合
- ・戸数4戸以上の賃貸共同住宅(社宅、寮等を除く)の所有者
- ・自動車4台以上駐車可能な貸し駐車場の所有者

※補助金の交付申請は、補助対象者につき同一年度内に1回限り、また同一敷地内への補助は1回限りとします。

補助金額 防犯カメラ等購入設置金額の2分の1以内で、5万円を限度額とします。(1000

円未満切り捨て)
※維持管理費用、地代・占用料等は除く

受付期間 令和3年2月末日まで

申請方法等 防犯カメラ等を設置しようとする方は、必ず、事前に役場防災危機管理課へご相談ください。(取り付け後の受付はいたしません)

申込・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151・152

**利用しやすくなりました！
センサーライト補助金**

4月1日付けで要綱を一部改正し、同じ年度内に2基まで申請できるようになりました。また、今まで補助を受けた世帯も対象となります。

対象 町内に住所を有する方(住民基本台帳に記載)で、4月1日から令和3年3月31日までに、住宅の犯罪防止が期待できる屋外に、センサーライトを購入設置した方
受付期間 令和3年3月末日まで

補助金額 購入設置金額の2分の1以内とし、センサーライト1基につき2000円を限度額とします。(1000円未満切り捨て)

※申請の上限は1世帯につき5基です。(令和元年度以前に補助を受けた世帯は4基)

※補助金は1基ごとに計算します。

※別途購入した乾電池等の電源費用およびポイント利用分を除きます。

詳しくは、役場窓口または町ホームページでご確認ください。
申請・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151・152

募集



ホームページバナー広告

町では、ホームページバナー広告を募集しています。ぜひご利用ください。

規格 縦60ピクセル×横120ピクセル、GIFまたはJPEG

G、5KB以内

掲載場所 町公式ホームページのトップページ

掲載期間 1カ月単位

※連続掲載できる期間は同一年度で12カ月まで

掲載料(月額・税込み)

1枠 5000円

※12カ月連続の場合は5万円

申込期間 掲載開始希望日の6カ月前から前月の初日

申込方法 町ホームページからダウンロードした申込書に記入の上、原稿案(デジタルデータ)・業務内容の分かる書類・納税証明書(町外の方のみ)とともに提出してください。

申込・問合せ先 役場企画課 内線128

自衛官等

自衛官等募集が行われます。ご希望の方は、お申し込みください。

募集項目

- ① 航空学生(航空・海上)
- ② 第2回一般曹候補生
- ③ 防衛大学校学生(一般)

- ④ 防衛医科大学校学生(医学科)
- ⑤ 防衛医科大学校学生(看護学科)
- ⑥ 自衛官候補生

資格

- ① 高卒(見込含)18歳以上23歳未満の方(航空は21歳未満の方)
- ② 18歳以上33歳未満の方
- ③ ④ ⑤ 高卒(見込含)18歳以上21歳未満の方

受付期間

- ① ② 7月1日(水)～9月10日(木)
- ③ 7月1日(水)～10月22日(木)
- ④ 7月1日(水)～10月7日(水)
- ⑤ 7月1日(水)～10月1日(木)
- ⑥ 年間を通じて受付

申込・問合せ先 自衛隊愛知地方協力本部一宮地域事務所

☎0586(73)7522

シルバー人材センターにお任せください

庭木の剪定作業について

8月3日(月)午前8時30分から年内作業分として先着100名限定で剪定作業の予約を受け付けします。ご希望の方は電話でお申し込みください。

お知らせ

募集

お願い相談

スポーツ

催し

講座・教室

昨年ご注文いただきました方には、申込方法について別途通知いたします。

また、来年1月から6月までの剪定作業も同時に受け付けします。ご注文お待ちしております。

申込・問合せ先 シルバー人材センター ☎(443)1680

ボランティアのすすめ

ボランティア活動は、個人の自発的な意思に基づく自主的な活動であり、地域社会をより良くしていくことに役に立つとともに、活動する自分自身も豊かにしてくれる力を持っています。「何かしたいけど、どうしたらいいのかわからない」など、ボランティアに関するご相談を随時受け付けています。少しでも興味のある方、ぜひ活動してみませんか。

問合せ先 社会福祉協議会ボランティアセンター ☎(442)0990

お願い



生活排水について考えましょう

川や水路が汚れていると感じることはありませんか。水の汚れの原因にはさまざまな要因がありますが、私たちが排出する生活排水も主な要因の一つです。

自分一人くらいと思っても、ちりも積もれば山となります。食器に残っているマヨネーズやケチャップなど、わずかな量でも皆さんが毎日流していれば大変な量の汚れとなります。

特に単独処理浄化槽をお使いの場合は、トイレの排水以外はそのまま排水されるため、合併処理浄化槽に比べて放流される汚れの量が何倍にもなります。

合併処理浄化槽をお使いの場合でも、適正に維持管理を行わないと浄化槽の機能が低下します。

- ・料理はちょうどよい量を作り食べ残さないようにする
- ・目の細かい三角コーナーや水切りネットを使用し、できるだけ

け汚れを取り除く

- ・適量以上の洗剤を使わない
- ・料理で残った油は新聞紙などに染み込ませ、可燃ごみとして捨てる

など、日々の生活の中で見直せることはたくさんあります。

この機会に生活排水について見直してみませんか。

問合せ先 役場 産業環境課 内線124

ちびっこ広場、球技場、大治浄水場公園はマナーを守って楽しく利用しましょう

町内には、子どもの身近な遊び場として、ブランコ、すべり台、鉄棒などの遊具を設けた屋外型のちびっこ広場(22カ所)やボールを使ったスポーツや遊びができる球技場(3カ所)のほか、大治浄水場公園を設置し、児童の健全育成を図っています。

子どもたちが安全・快適に利用することができるよう次のことを守りましょう。

- ・火気の使用(花火・バーベキュー

など)は厳禁です。

- ・ちびっこ広場・大治浄水場公園でのボール遊びは禁止しています。

・新しい生活様式に基づき、「三つの密」を回避して利用してください。

・ごみは必ず持ち帰ってください。

・施設・設備への落書きや破損は絶対にやめてください。

・周りの人に迷惑なことや危険な行為は慎みましょう。

問合せ先 役場 子育て支援課 内線166

相談



保育所等就職支援相談窓口

町では、保育士資格を持ちながらも現在保育現場で働いていない「潜在保育士」の現場復帰や保育士資格の取得を目指す方を支援し、保育人材の安定的な確保を図るため「保育所等就職支

援相談」を行っています。

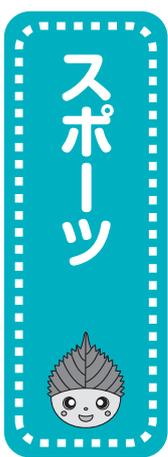
子ども家庭支援員が町内の保育所などへの就職を支援します。雇用形態は正規、非正規を問いません。お気軽にご相談ください。

対象 保育士、保育教諭(資格取得予定者も含む)

相談方法 事前に相談日を電話で予約し、予約した日時に子育て支援課へお越しください。

紹介先 町内の保育所、認定こども園、小規模保育事業所等

問合せ先 役場子育て支援課
内線141



体育協会主催
卓球教室

とき 8月1・22・29日・9月5・12日(全土曜)午後1時30分～4時

対象 町内在住・在勤で小学5

年生以上の方

参加費(傷害保険料を含む)
1人 400円

※教室開催中の傷害については応急手当てをしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

指導内容 卓球の基本動作

指導員 卓球クラブ員

持ち物 体育館シューズ、ラケット

※ラケットのない方は、お貸しします。

申込期間 7月6日(月)～23日(木)

主管クラブ 卓球クラブ
申込・問合せ先 スポーツセンター
☎(443)7077



体育協会主催
バウンドテニス教室

とき 8月1・15・22日(全土曜)午前10時～11時30分

対象 町内在住・在勤で小学4年生以上の方
参加費(傷害保険料を含む)
1人 400円

※教室開催中の傷害については応急手当てをしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

指導内容 バウンドテニスの基本動作

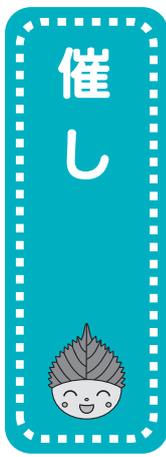
指導員 バウンドテニス公認指導員

持ち物 体育館シューズ・ラケット・タオル・飲み物

※ラケットは貸し出します。

申込期間 7月6日(月)～23日(木)

主管クラブ バウンドテニスクラブ
申込・問合せ先 スポーツセンター
☎(443)7077



催し

音楽芸能祭の中止
7月5日(日)に開催予定をしておりました音楽芸能祭は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止といたしました。

ご理解の程よろしくお願いいたします。

問合せ先 公民館内社会教育課
☎(443)2671

住民参加による大治町総合防災訓練は中止します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、8月23日(日)に予定していました、大治町総合防災訓練は、町民の皆さんの参加の訓練を中止としました。役場職員および防災関係機関の訓練を実施します。

災害はいつ起きるかわかりません。例年よりも自宅にいる時間が長い今、防災に関して家族で話し合いましょう。

備蓄品のチェックをしよう!

- ・賞味期限は切れていませんか
- ・家族3日分以上はありますか
- ・自分の生活に欠かせないものを今一度確認し、できれば1週間分を用意しましょう。

- 避難の方法は大丈夫?**
- ・いつ避難しますか
 - ・避難経路は安全ですか

自分にとって最善の避難を考えましょう。

地域のひとの協力

- ・避難の際、周囲に手助けが必要な人がいませんか
- ・近隣住民の安否確認ができませんか

日頃から、地域の中で顔の見える関係を築いておきましょう。

今年度新たに作成・配布した「防災ガイド&ハザードマップ」を活用し、災害に備えましょう

お手元に届いていない方は、町ホームページで閲覧いただくか、役場防災危機管理課窓口で配布していただけますのでお立ち寄りください。

問合せ先 役場防災危機管理課
内線 151・152

講座・教室



**文化協会推進事業
箏の二日体験教室**

日本古来の楽器「箏」に実際に触れて弾いてみませんか。

小・中学生、親子での参加も歓迎します。
〜箏曲クラブ〜
とき 8月8日(土)午前10時〜11時

ところ 公民館2階講義・会議室

対象 町内在住・在勤の方
参加費 無料

※箏はこちらで用意します。
問合せ先 公民館内社会教育課
☎(443)2671

7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」



未来をつくる青少年が、社会における自らの役割や責任を自覚し、豊かな社会性と優れた創造性を培い、心豊かにたくましく成長していくことは、町民全ての願いです。

皆さんも、よその子にも自分の子にも温かい目を向け、地域の子どもは地域が育てるといふ観点に立って「声掛け」をしましょう。

大治町青少年健全育成推進協議会

歯の健康講座

海部歯科医師会

「間違えやすい歯の用語」

歯科医院スタッフ(以下ス)が高齢の初診患者さん(以下患)の問診をしています。

ス:〇〇さん今日はどうされましたか?

患:歯が1本抜けてしまったで差し歯を入れてやあんだわ。

ス:歯そのものが抜けたのなら、ブリッジか部分入れ歯かインプラントになりますね。

患:ブリッジはあかん。出し入れが面倒くせやあ。

あと、女房がわしの口が臭いと言つて歯槽膿漏になるとかんで歯垢も取つてめやてや。

あー看護婦さんではいかにで早う先生を呼んでちょう!

さて、間違いはいくつあったでしょう。

差し歯は歯の根が残っていないとできません。歯がない場所に差し歯を入れるとしたらインプラントになります。

1〜2本の歯を失い、両側の歯で橋渡しするように固定して歯を補う方法がブリッジです。出し入れするものは部分入れ歯です。なお、入れ歯は失った本数に関わらず製作できま

す。

歯槽膿漏は今はなるべく歯周病と言ひ換えま。膿漏すなわち膿が漏れる状態はかなり悪化した歯周病の症状なので、軽度の状態も含め歯周病と呼んだ方が良いでしょう。CMでも歯周病と言っている場合が多数派です。

歯が自然に抜けるような場合は、なるといかん:のではなく、重度歯周病です。歯垢は歯磨きで除去できるものです。歯磨きで取れず歯科医院で除去するものは歯石です。歯石を取るなどの治療をする有資格のスタッフを歯科衛生士といひま。

既に知っている人には今更:と思われることです。知らなくても歯科医院では察しがつきますので問題はありません。ただ、友人知り合ひと話すときに誤解が起きたり話が噛み合わないこともあるので、覚えておいていただいたほうが良いかと思ひま。

